

漁業法第131条第1項に基づく停泊命令等の処分基準（案）の概要

1 処分基準制定の理由

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第131条第1項では、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができると規定されています。

今般、県では、当該条項に基づき停泊等を命ずる際の基準として「漁業法第131条第1項に基づく停泊命令等の処分基準（以下「処分基準」といいます。）」を制定することとしたものです。

2 処分基準の概要

(1) 停泊処分について

ア 適用範囲

- ① 知事許可漁業若しくは禁止漁業を営む者等が法令等違反行為をした場合
- ② 漁業権を有する者等が船舶を使用して法令等違反行為をした場合で、停泊処分を命ずることが秩序維持に有効な場合

イ 処分の実施時期・日数

- ① 停泊処分は法令等違反行為の事実確認後速やかに行い、違反行為に係る漁業種類の操業禁止期間以外の時期に実施する。
- ② 当該法令等違反行為が1の場合は90日以内の日数とし、2以上の法令等違反行為があった場合、過去5年以内に同種の漁業種類について法令等違反行為により処分を受けていた場合には日数を加算する。また、悪質な行為を伴う場合には150日以内とする。

(2) 漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分

ア 適用範囲

- ① 無許可操業又は禁止漁具等を使用し、かつ、過去5年以内に同様の法令等違反行為により処分を受けたという場合
- ② 漁業権を有する者等が法令等違反行為をした場合で、漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分を命ずることが秩序維持に有効な場合

イ 処分の実施時期・日数

- ① 無許可操業をしたこと又は禁止漁具等を使用したことによる漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分は、停泊を命じた時期以外の時期とする。
- ② 無許可操業をしたこと又は禁止漁具等を使用したことによる漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分は1年以内の期間とし、漁業権の法令等違反行為に係る漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分は、停泊処分の規定を準用した期間とする。

(3) 情状が認められる場合等の対応

当該法令等違反行為が不可抗力によるもの等情状が認められる場合には、職分を軽減又は当該処分を行わず警告に留めることができる。